

「江南市特殊詐欺防止用電話機器購入費補助金交付要綱」よくある質問

Q.1

「特殊詐欺防止用電話機器」とは何か。

A.

この補助制度でいう「特殊詐欺防止用電話機器」とは、①固定電話機に接続する機器であって、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する番号からの着信を自動で判別し、警告を表示し、又は自動的に着信を切断する機能を有する機器、②固定電話に接続する機器であって、自動で発信者に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行う機能を有する機器、③特殊詐欺への対策機能を有する固定電話機（①又は②の機能を内蔵する電話機）、のことで

なお、電話機の付属品の追加購入費用は対象外です。

Q.2

江南市外に在住だが、市内に住む家族のために補助金を申請したい。対象となるのか。

A.

この補助制度は、江南市内にお住まいの65歳以上の方、または65歳以上の方と同居する方が対象のため、市外にお住まいの方からの申請は対象外です。

Q.3

同居していることの証明は必要か。

A.

証明する書類等の提出は必要ありませんが、補助金交付後に、同居関係にないなど、虚偽の申請が判明した場合は補助金返還を求める場合がありますのでご注意ください。

Q.4

通話内容を利用者が手動で録音する機能のみの機器は対象となるのか。

A.

自動録音機能（通話内容を自動で録音する機能）のない機器は対象外です。

Q.5

どれを買えばいいかわからないので具体的な機種名を教えてください。

A.

江南市が具体的な機種名を指定することはできません。販売店などにご相談ください。

Q.6

特殊詐欺防止用機能がついている機器を令和6年3月に購入したが、補助金の対象になるのか。

A.

令和6年4月1日以降に購入された機器が対象ですので、それ以前に購入された機器は対象になりません。

Q.7

ネット通販（ショッピングサイト）での購入は対象か。

A.

ネット通販（ショッピングサイト）での購入も対象ですが、必ず領収書を発行してもらってください。（領収書の発行方法は各サイトでご確認ください。）

また、配送料は補助対象外となりますので、申請時は配送料を差し引いた額で申請してください。

Q.8

オークションやフリマアプリ（サイト）からの購入は対象か。

A.

オークションやフリマアプリ（サイト）からの購入は対象外です。

Q.9

購入時にポイントを利用したいが、補助額はどうなるのか。

A.

ポイントを利用して値引きされた分は補助の対象となりません。ポイント値引き分を差し引いた購入費が補助対象経費になります。

（例）12,000 円の電話機を 6,000 ポイント使用して購入した場合（1 ポイント＝1 円）

→12,000 円－6,000 ポイント＝6,000 円が補助対象経費となり、補助額は 3,000 円となります。

Q.10

補助額の計算方法を教えてほしい。

A.

補助金額は、補助対象経費の額に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、5,000 円を限度とします。

（例）12,000 円の電話機を購入

→補助対象経費は12,000円で、補助金額は6,000円ですが、補助金額の上限が5,000円であるため、補助金額は5,000円となります。

(例) 6,000 円の電話機を購入

→補助対象経費は6,000円で、補助金額は3,000円です。

Q.1 1

カタログが手に入らなかったが必ず提出しなければならないのか。

A.

補助対象となる機器かどうかの確認のために必要な書類ですが、仮にカタログが手に入らなかった場合は、インターネットサイトの対象機器のページを印刷したものや、取扱説明書の表紙のコピーなど、機種名やメーカー名が確認できるものをご提出ください。

Q.1 2

領収書がもらえなかった（もらうのを忘れた）。レシートでも良いか。

A.

補助金の申請者が購入者と同一人物であるか確認するため、氏名が記載されている領収書を必ずご提出ください。

Q.1 3

領収書を紛失した。どうすれば良いのか。

A.

補助金申請に必要なことを販売店に説明し、再発行を受けてください。

Q.1 4

共に65歳以上の二人暮らしだが、補助を2回受けられるのか。

A.

受けられません。1世帯あたり1回限りの補助となります。